平成２４年（フ）第４号
熊本県山鹿市古閑1296番地１
破産者　松本　由美
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙2085番地１
破産者　黒木　　務
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
奈良県香芝市関屋1359番地
破産者　寿司元こと　元田　庄作
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
奈良県大和高田市大字出204番地の３
破産者　村田　好成
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
奈良県桜井市大字阿部1068番地　202号、開始決定時の住所奈良県宇陀市榛原栗谷1092番地の１
破産者　田内　淳夫
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
奈良県橿原市上品寺町74―１　アムールエム205号室、住民票上の住所奈良県橿原市西池尻町497番地の１　ネオハイツ橿原神宮西口106号
破産者　加藤　泰行
１　決定年月日　平成24年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１３４号
札幌市東区北36条東４丁目１番17号
破産者　近江　秀朗
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７７号
札幌市中央区伏見２丁目４番１号
破産者　児島　健介
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
仙台市若林区新寺２丁目２番６―301号、従前の住所仙台市太白区大野田字イコタ35番地の１　イコタハイツ201
破産者　及川　文隆
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目16番15号　ティエラ清流Ⅱ112号、従前の住所仙台市宮城野区白鳥１丁目29番24―101号
破産者　須藤　泰久
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
仙台市泉区南光台１丁目74番３号　サンヒルズ南光台105
破産者　阿部　雄子
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
宮城県名取市手倉田字堰根563番地の８
破産者　高橋　大輔
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮城県登米市米山町西野字西裏25番地１
破産者　岡元　裕仁
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第９０号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺森下70番地
破産者　阿部　忠男
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８３０号
名古屋市中村区向島町５丁目66番地の１　県営向島住宅２棟304号、開始決定時の住所名古屋市中村区北浦町30番地の３
破産者　髙橋　春夫
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号
名古屋市西区城北町３丁目45番地
破産者　伊藤　峰行
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８１号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　608号棟304号室
破産者　名田　　洋
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８４号
名古屋市千種区豊年町３番18号　都通団地１―906号
破産者　北森　和徳（旧姓牛屋）
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２８号
愛知県瀬戸市品野町５丁目383番地
破産者　冨田　恵子
１　決定年月日　平成24年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部